

ヤード環境対策検討会設置要綱

1. 設置の趣旨

平成 29 年の廃棄物処理法改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。本届出制度の対象となる機器は、リサイクル法の対象機器（家電 4 品目及び小型家電 28 品目）としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制条例が制定されている。

令和 7 年度は前回改正法の施行状況を勘案するタイミングでもあるため、特に有害性が懸念される廃鉛蓄電池の取扱いを含めた不適正なヤードの実態などについても調査、分析を行っていく必要がある。

今般、こうした本格的な実態調査に先駆けて、廃棄物等の技術的な管理及び処分技術並びに環境関連法令の知見を持つ有識者による検討会を設置し、環境保全対策について検討を行う。

2. 委員の構成

別紙のとおり。

3. 座長

座長は委員の互選により決定する。

4. 事務局

事務局は環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課とする。

5. 検討内容等の公開等

本検討会の開催は公開とする。また、事務局において検討会での概要をとりまとめた議事要旨を委員の確認を受けて作成し、公開とする。ただし、座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。

令和 6 年度ヤード環境対策検討会
委員構成

(敬称略、委員は五十音順)

座長

寺園 淳 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域／上級主席研究員

大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科 教授

肴倉 宏史 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域（試験評価・適正管理研究室）／室長（研究）

白鳥 寿一 東北大学大学院環境科学研究科先進社会環境学専攻 教授

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 教授

オブザーバー

検討事項に応じて、オブザーバーとして関係者を招き意見を聴取する。